

緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人について、原発事故後の避難生活に起因してうつ病、不安障害を発症したことを認め、これらの疾患による通院慰謝料及び就労不能損害（いずれも、原発事故による影響割合として、平成30年4月から令和3年3月までは3割、同年4月から令和4年7月までは2割を乗じた金額）並びに診断書取得費用が損害として認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金273万5000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月9日

(仲介委員 舟久保 賢一)

## 申立人 X

損害項目	内訳	金額	期間等
生命身体損害	文書料	99,000	R4. 10. 22
	通院慰謝料	186,000	H30. 4～R4. 7
	就労不能損害	2,450,000	H30. 4～R4. 7
合計		2,735,000	

和解金額合計	2,735,000
--------	-----------